

# 平成26年度 新十津川町の人事行政運営の状況

## 【1】給与・定員管理の状況

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

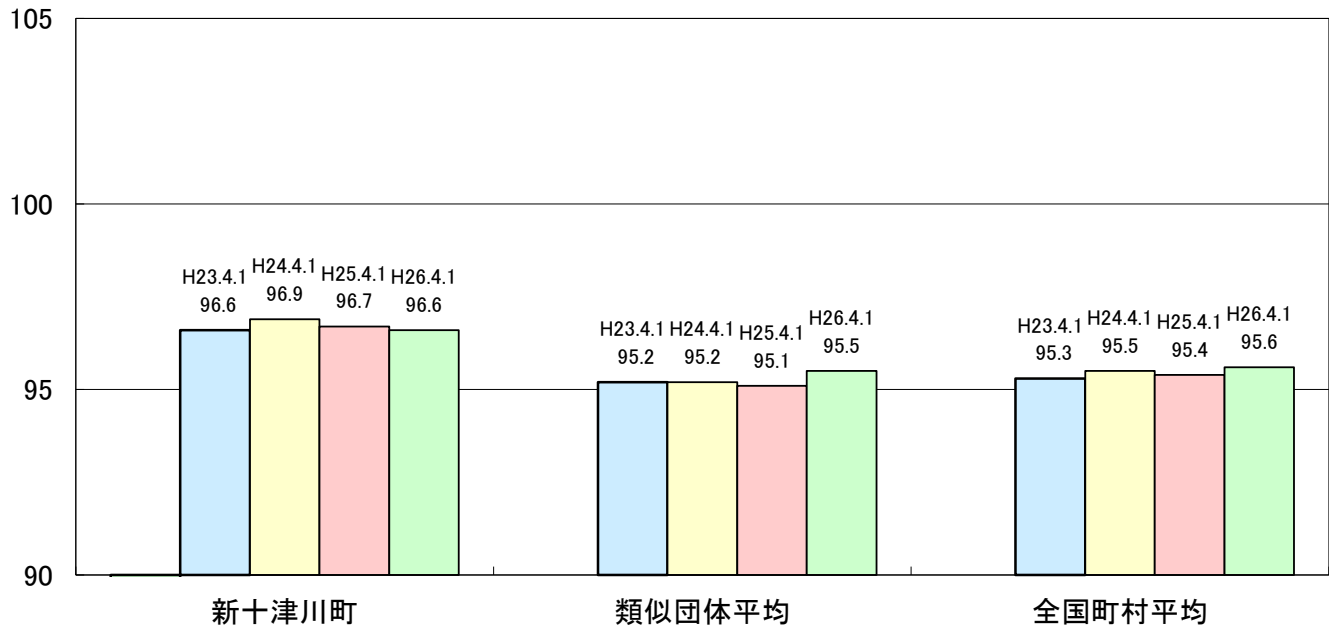
区 分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 前年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成25年度	6,950	5,510,951	214,659	817,131	14.8	14.0

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計B		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成25年度	93人	336,279	68,186	128,309	532,774	5,729	5,528

- (注) 1 職員手当に退職手当は含まれていません。  
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の普通会計に所属する職員数です。

#### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。  
 2 類似団体平均とは、人口規模や産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。  
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

## 2 一般行政職給料表の状況（平成26年4月1日現在）

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の 給料月額	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100
最高号給の 給料月額	244,900	308,000	354,700	388,300	400,600	422,600

### 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

#### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

##### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
新十津川町	42.9 歳	324,700 円	382,200 円	349,100 円
北海道	45.4 歳	333,403 円	400,662 円	377,386 円
国	43.5 歳	335,000 円	— 円	408,472 円
類似団体	42.5 歳	312,705 円	356,838 円	342,588 円

##### ②技能労務職

区分	公務員				民間			参考 A / B
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
新十津川町	54.5 歳	308,300 円	339,787 円	328,300 円	自家用兼用自動車運転者	56.3 歳	203,600 円	1.7
北海道	51.4 歳	334,453 円	367,302 円	356,891 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	50.5 歳	302,792 円	324,784 円	317,377 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
新十津川町	5,569,444 円	2,617,400 円	2.1
北海道	5,928,624 円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計において公表されているデータを使用している。（平成21～23年3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較のあたり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※北海道、国及び類似団体の数値については、自動車運転手のほか守衛、用務員、学校給食員などの技能労務職を含む平均値となっている。

##### ③医療職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
新十津川町	37.8 歳	300,683 円	336,764 円	323,350 円
国	44.9 歳	307,143 円	— 円	347,466 円
類似団体	42.7 歳	308,124 円	349,303 円	323,500 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における、各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額（実態調査数値）」とは、地方公務員給与実態調査において明らかにされている、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。また、「平均給与月額（国ベース）」は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

#### (2) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区分		新十津川町	北海道	国
		初任給	初任給	初任給
一般行政職	大学卒	174,200 円	170,716 円	174,200 円
	高校卒	142,100 円	139,258 円	142,100 円
技能労務職	大学卒	174,200 円	—	— 円
	高校卒	142,100 円	139,258 円	— 円
医療職	大学卒	203,400 円	—	— 円
	高校卒	155,600 円	—	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成26年4月1日現在）

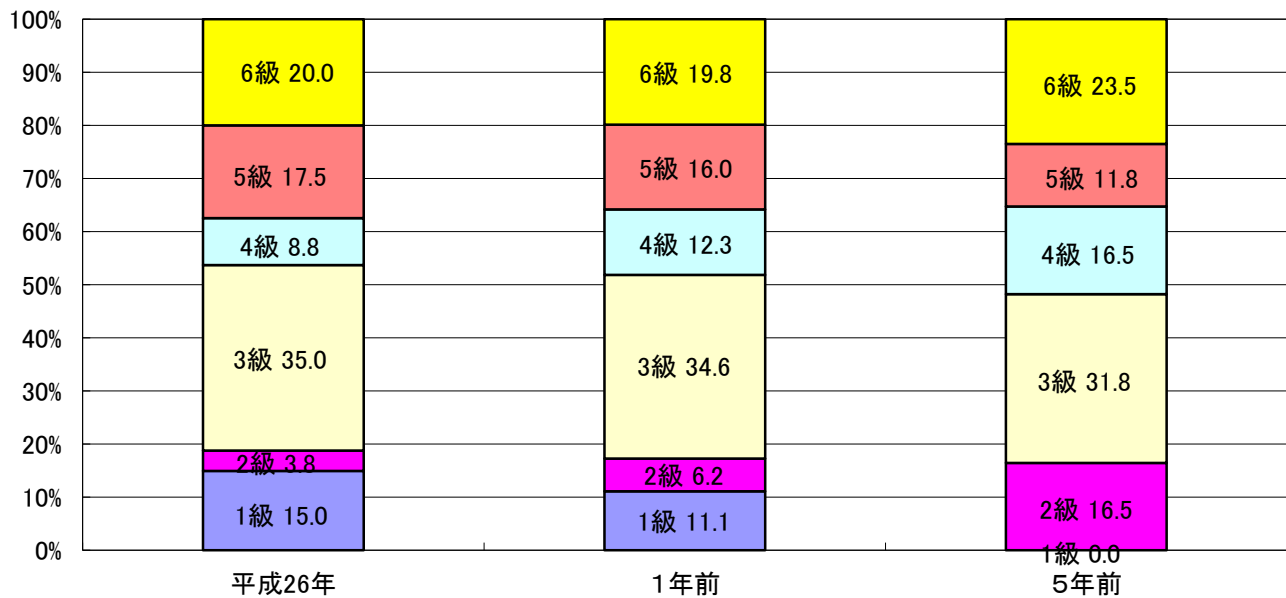
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	250,400 円	304,000 円	356,100 円
	高校卒	— 円	— 円	295,500 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
医療職	大学卒	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比		
			平成26年	1年前	5年前
6級	課長・主幹	16人	20.0%	19.8%	23.5%
5級	グループ長	14人	17.5%	16.0%	11.8%
4級	主査	7人	8.8%	12.3%	16.5%
3級	主任	28人	35.0%	34.6%	31.8%
2級	主事	3人	3.8%	6.2%	16.5%
1級	主事	12人	15.0%	11.1%	0.0%

- (注) 1 新十津川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な役職です。



5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

新十津川町	北海道	国
1人当たり平均支給額（平成25年度） 1,492 千円	1人当たり平均支給額（平成25年度） 1,521 千円	—
（平成25年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	（平成25年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	（平成25年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 4～10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

新十津川町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.6200月分	27.025月分	勤続20年	21.6200月分	27.025月分
勤続25年	30.8200月分	36.570月分	勤続25年	30.8200月分	36.570月分
勤続35年	43.7000月分	52.440月分	勤続35年	43.7000月分	52.440月分
最高限度額	52.4400月分	52.440月分	最高限度額	52.4400月分	52.440月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 (2~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例 (2~45%加算)	
1人当たり 平均支給額	22,563千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	14,585千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	228千円
支給実績（平成24年度決算）	19,272千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	302千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(4) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国との 異同	異なる場合 の国の内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養 手当	・配偶者 13,000円 ・1人(配偶者あり) 6,500円 ・1人(配偶者なし) 11,000円 ・特定加算(16~22歳) 5,000円	同		15,912千円	269,695円
住居 手当	・借家 27,000円を限度に支給 (家賃12,000円を超える場合) ・持家 13,500円 (町外所有の場合は10,000円)	異	持家 0円	16,766千円	186,289円
通勤 手当	2,000円~25,000円	異	支給限度額 55,000円	267千円	29,667円
単身赴 任手当	2,000円~25,000円	同		0千円	0円
日直 手当	4,200円 (勤務時間5時間未満の場合50/100)	同		479千円	5,635円
寒冷地 手当	・世帯主(扶養あり) 26,380円 ・世帯主(扶養なし) 14,580円 ・その他の職員 10,340円	同		10,639千円	106,390円
管理職 手当	課長職 36,000円 主幹職 33,000円 グループ長職 29,000円	異	(職種により異なる)	11,639千円	363,719円

6 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
		給料月額	(参考) 類似団体における最高/最低額	
給料	町 長	663,000 円 ( 784,000 円)	870,000 円 / 363,200 円	
	副町長	603,000 円 ( 631,000 円)	670,100 円 / 365,000 円	
	教育長	554,000 円 ( 568,000 円)	—	
報酬	議 長	279,000 円	364,000 円 / 220,000 円	
	副議長	221,000 円	285,000 円 / 168,100 円	
	議 員	189,000 円	263,000 円 / 135,800 円	
期末手当	町 長	(平成25年度支給割合)		
	副町長	6月期 1.925 月分		
	教育長	12月期 1.975 月分		
	議 長	(平成25年度支給割合)		
	副議長	6月期 1.925 月分		
	議 員	12月期 1.975 月分		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町 長	給料月額 × 20.504 月	13,594,152 円	退職後1ヵ月以内
	副町長	給料月額 × 12.936 月	7,800,408 円	退職後1ヵ月以内
	教育長	給料月額 × 11.352 月	6,289,008 円	退職後1ヵ月以内

(注) 1 給料及び報酬欄の ( ) 内は、特例措置条例による減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当額の見込額です。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

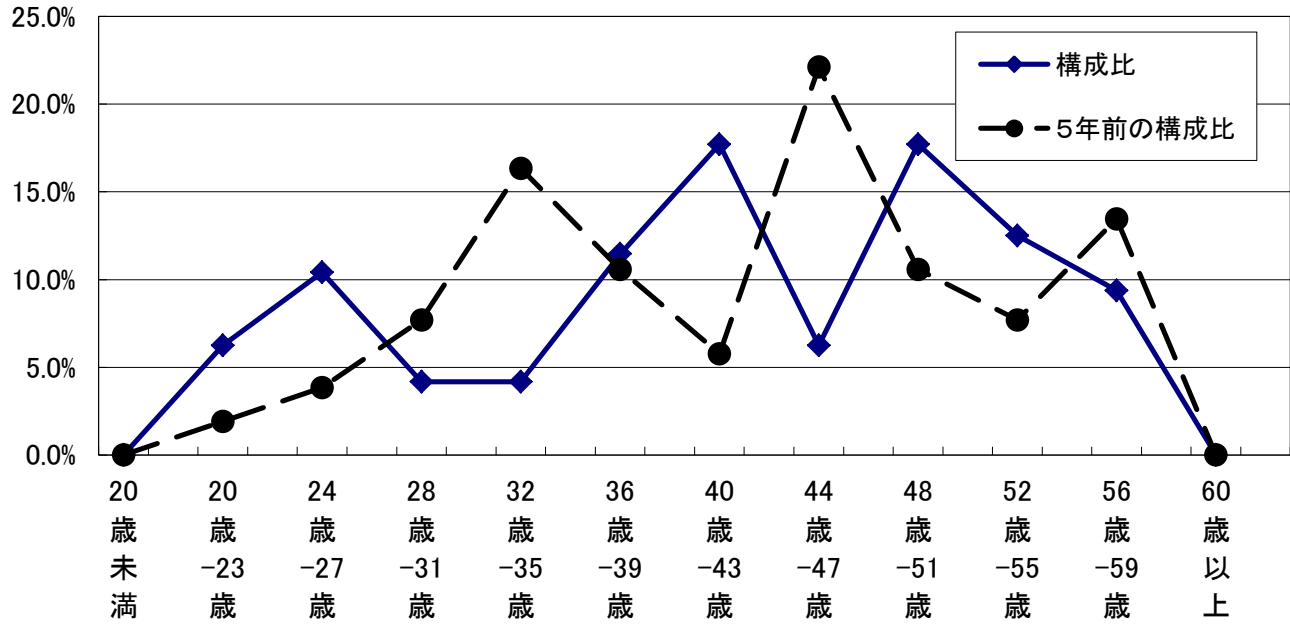
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成25年	平成26年			
普通 会計 部門	一 般 行 政 部 門	議 会	2人	2人	0人	異動による減
		総 務	26人	26人	0人	
		税 務	7人	7人	0人	
		農林水産	8人	8人	0人	
		商 工	5人	4人	▲1人	
		土 木	11人	11人	0人	
		民 生	13人	13人	0人	
		衛 生	8人	8人	0人	
	計	80人	79人	▲1人	<参考> 人口1,000人あたり職員数 11.37 人 類似団体の人口1,000人あたり職員数 12.36 人	
	教育部門	13人	13人	0人		
小 計	93人	92人	▲1人	<参考> 人口1,000人あたり職員数 13.24 人 類似団体の人口1,000人あたり職員数 15.09 人		
公営企 業会計 等部門	下 水 道	1人	1人	0人		
	そ の 他	3人	3人	0人		
	小 計	4人	4人	0人		
合 計		97人 [107]人	96人 [107]人	▲1人 [0]人	<参考> 人口1,000人あたり職員数 13.80 人	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳-23歳	24歳-27歳	28歳-31歳	32歳-35歳	36歳-39歳	40歳-43歳	44歳-47歳	48歳-51歳	52歳-55歳	56歳-59歳	60歳以上	計	
H26	職員数	0人	6人	10人	4人	4人	11人	17人	6人	17人	12人	9人	0人	96人
	構成比	0.0%	6.3%	10.4%	4.2%	4.2%	11.5%	17.7%	6.3%	17.7%	12.5%	9.4%	0.0%	100.0%
H21	職員数	0人	2人	4人	8人	17人	11人	6人	23人	11人	8人	14人	0人	104人
	構成比	0.0%	1.9%	3.8%	7.7%	16.3%	10.6%	5.8%	22.1%	10.6%	7.7%	13.5%	0.0%	100.0%

(3) 職員数の推移

(単位：円)

区分 部門別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	83人	81人	77人	79人	80人	79人	▲4人 (-4.8%)
教育	18人	19人	18人	14人	14人	14人	▲4人 (-22.2%)
普通会計計	101人	100人	95人	93人	94人	93人	▲8人 (-7.9%)
公営企業会計計	4人	4人	4人	4人	4人	4人	0人 (0.0%)
総合計	105人	104人	99人	97人	98人	97人	▲8人 (-7.6%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 【2】職員の任免に関する状況

### 1 採用及び退職に関する状況

#### (1) 平成26年度新規採用の状況

区分	人数
一般行政職	4人
技能労務職	0人
医療職	0人

#### (2) 平成25年度退職者の状況

区分	自己都合	勧奨退職	定年退職	公務外傷病	公務外死亡 通勤災害傷病 通勤災害死亡	整理退職 公務上傷病 公務上死亡	計
一般行政職	1人	人	3人	人	人	人	4人
技能労務職	人	人	人	人	人	人	0人
医療職	人	人	人	人	人	人	0人

### 2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間の状況（平成26年4月1日現在）

週の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間	休憩時間	週休日
38時間45分	8:45	17:30		12:00~13:00	土曜・日曜

#### (2) 年次有給休暇の取得状況

総付与日数 A	対象職員数 B	総取得日数 C	平均取得日数 C/B
3,887日	100人	847日3時間	8日4時間

#### (3) 特別休暇等の状況

区分	付与内容等	付与期間	給与の支給
病 気 休 暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	90日以内	有給
特 別 休 暇	公民権の行使	任命権者の許可を得て、登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合	必要と認める期間
	公の職務執行	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認める期間
	骨髄液提供	骨髄移植のための骨髄液提供のために検査、入院等が必要な場合	必要と認める期間
	社会貢献活動	被災地支援、ボランティア等の活動を行う場合	5日以内
	結 婚	結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等を行う場合	連続する5日以内
	産 前	出産予定の女子職員が申し出た場合	出産予定日の6週間前から出産の日まで
	産 後	出産した女子職員が申し出た場合	出産の日の翌日から8週間後まで
	育児時間	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回各30分以内
	妻の出産	妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）が出産する場合	2日以内
	妻の出産に係る子の養育	妻の出産に伴い、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合	5日以内
	子の看護	負傷中又は疾病中の小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合	5日以内（2人以上の場合は10日以内）
	短期介護	要介護者の介護をする場合	5日以内（2人以上の場合は10日以内）
	忌 引	職員の親族が死亡したとき	親等により1日～7日以内
	父母の祭日	父母の法要等を行う必要がある場合	1日以内
	夏 季	夏季における盆等の諸行事や、心身の健康増進及び家庭生活の充実を図る場合	週休日等を除く連続する3日以内
被 災	地震、水害、火災その他の災害により住居の復旧作業等を行う場合	7日以内	
災害又は交通機関の事故等	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合	必要と認める期間	
介 護 休 暇	負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり親族を介護しなければならない場合	連続する6月以内	無給
組 合 休 暇	登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合	30日以内	無給

### 3 職員の分限及び懲戒処分の状況（平成25年度）

処分の種類	処分者数	処分の対象事項
分限処分	0人	一 勤務実績が良くない場合 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合 三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合 四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合
懲戒処分	免職	0人
	停職	0人
	減給	0人
	戒告	0人
		一 地方公務員法又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

### 4 公平委員会の状況（平成25年度）

区 分	件数
勤務条件に関する措置の要求の件数	0件
不利益処分に関する不服申立ての件数	0件
苦情処理の件数	0件

### 5 職員の研修及び勤務成績の評定の状況（平成25年度）

#### (1) 研修の状況

区 分	人数	備 考
職場外 研修	空知管内町村会基礎研修	3人 対象：当該年度採用職員
	空知管内町村会初級研修	4人 対象：採用後1年経過職員
	空知管内町村会中級研修	2人 対象：採用後2年経過職員
	北海道市町村職員研修センター管理能力研修	2人 対象：新任グループ長職等
	北海道市町村職員研修センター指導能力研修	1人 対象：新任主査職
	社会教育主事講習	1人 新任社会教育主事
	自治大学校	5人 対象：グループ長職又は主査職で町長が指名する者
	スキルアップ研修	9人 対象：所属長が指名する者
	自主研修	10人 応募件数：第1回 9件、第2回 2件、第3回 1件
	中空知ふるさと市町村圏合同研修	4人 対象：当該年度採用職員
	母村研修	3人 対象：町長が指名する者
	その他	2人 対象：職種・職階に基づき町長が指名する者
職場内 研修	成年後見人制度研修	36人 対象：全職員
	情報セキュリティ研修	52人 対象：全職員

#### (2) 勤務成績の評定の状況

課長職及び主幹職については実施しており、グループ長職以下については現在試行中です。

### 6 職員の福祉及び利益の保護の状況（平成25年度）

#### (1) 職員の健康診断の状況（平成25年度）

健康診断 受診対象者数	受診者数	受診率	未受診の主な理由
102人	101人	99.0%	個人の都合により本人の定期検査で受診したため

#### (2) 職員の公務災害補償の状況（平成25年度）

加入団体	災害件数
地方公務員災害補償基金北海道支部	公務災害 0件
	通勤災害 0件

#### (3) 職員互助会の状況（平成25年度）

団体名	構成人数	事業費	財源内訳		
			会費等	町助成金	公費負担率
新十津川町職員互助会	人 102	千円 2,707	千円 2,379	千円 100	% 3.7